

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

監査は勝山信監査委員、及川俊子監査委員及び早川進前監査委員が実施した。

平成23年 6月24日

四街道市監査委員 勝 山 信  
同 井戸川 員三  
同 及 川 俊 子

平成 22 年度

## 監査報告書

(第2回)

### 定期監査

環境経済部

都市部

建設水道部

教育委員会教育部

四街道市監査委員

## 1 監査の範囲

平成22年4月1日から平成22年10月31日までに執行された  
財務に関する事務の執行等

## 2 監査の対象

- (1) 環境経済部、都市部、教育委員会教育部の各課及び出先機関
- (2) 建設水道部のうち公営企業会計を除いた一般・特別会計

## 3 監査の実施期間

平成22年11月30日から平成23年1月25日

## 4 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行及び財産の管理状況について、  
事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類等を審査し、質問  
事項により関係職員から事情を聴取した。

## 5 監査の結果

### 〈全体的検討事項〉

- 1 行政評価については、行財政改革のツールの一つとして、平成19年7月から全事務事業を対象に事務事業評価を実施されているところであるが、評価の結果が十分に反映されている状況ではないので、事業継続の適否、改善の有無、目標値の設定など適切な評価実施に努めるとともに、その評価結果を的確に事業に反映させることにより、行政評価制度の目的が達成されるよう有効な活用を図られたい。
- 2 消耗品等物品納入における検査・検収について、平成22年6月8日付け管号外の通知「消耗品等物品納入の検査・検収の適正な執行について」により行われているが、未だ一部に検収印の漏れ等が見受けられるので、正規の事務処理に則って適正になされるよう確認を徹底されたい。
- 3 補助金について、本年度に策定された「補助金交付に関する基準」により、平成23年度の補助金交付に向け、補助の公益性・必要性や効果等の検証が行われているところであるが、各所属においてはこの基準の策定趣旨を十分踏まえた上で、現状の分析に努め、より一層の適正化・合理化を図るとともに、補助金交付先団体が自主運営できる体制づくりについても積極的に支援されたい。

### 〈個別検討事項〉

#### 都市部

##### 建築課

- 1 市営住宅使用料の収入未済額については、定期的な滞納整理などにより前年度に比べ縮減されているところであるが、受益者負担の原則、公平性の観点から、引き続き徴収率の向上に努められたい。
- 2 市営住宅の修繕計画については、策定中の「公共住宅等長寿命化計画」により整備方針を明確化し、施設改修計画を早期に作成したうえで計画的な改修に取組まれたい。

## 建設水道部

### 下水道課

1 下水道使用料については、徴収委託業者と連携して滞納額の縮減に取組まれているところであるが、下水道整備済み区域での水洗化を推進し、使用料収入の確保を図るとともに、引き続き徴収対策に取組み徴収率の向上に努められたい。

また、受益者負担金については、適正な債権整理を行うとともに、受益者負担の原則、公平性の観点から、収入未済額の縮減に努められたい。

## 教育部

### スポーツ振興課

1 各種スポーツ教室の開催は、市民の健康増進及び体力向上等を目的として開催され、会場規模、講師が指導できる人数等を考慮した上で、日程及び定員を決め募集されているが、個人の健康増進等は自分で育むという受益者負担の観点から、開催経費に対する現在の参加費の割合が適正なのか検討されるとともに、参加者が特定の市民に偏ることなく、より多くの市民がスポーツに親しむ機会提供について更なる推進に努められたい。